

令和6年度前橋市中小企業退職金共済制度等加入促進補助金交付要項

令和6年6月3日から適用

取扱担当課 前橋市産業政策課（6階） 電話027-898-6985（直通） 027-224-1111（内線4213・4214） 電子メールアドレス kougyou@city.maebashi.gunma.jp
--

本補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	市内中小企業の福祉の増進と雇用の安定を図り、市内中小企業の振興に寄与するものです。
内容	補助対象事業者 1 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）に基づいて、勤労者退職金共済機構が実施する中小企業退職金共済制度による退職金共済契約を締結した市内中小企業者及び所得税法施行令（昭和40年改制令第96号）第73条の規定に基づいて、前橋商工会議所及び群馬県商工会連合会が実施する特定退職金共済制度による退職金共済契約を締結した市内中小企業者とします。 2 暴力団排除に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。 (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）でないこと。 (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。 (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。 (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。 (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。 (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。 (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。
交付の対象となる事業及び経費	1 退職金共済契約に新規加入時の従業員掛金のうち、申請時に在職している被共済者に係る共済契約の締結の日の属する月から起算して12か月以内のものです。ただし、加入した月から当該年度の12月までが当該年度分の交付対象となるため、残りの期間がある場合には、翌年度、新たな申請が必要になります。 また、月額掛金に変更があった場合は、変更後の額が対象となります。

交付金額	新たに退職金共済制度に加入した事業主に対して、加入時の従業員掛金の20%を交付します。
交付条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象事業者は、本補助金に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。 2 補助対象事業者は、本補助金に関する書類、帳簿等を常備し、事業終了後5年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。 3 補助事対象業者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、この要項及び交付決定通知書兼交付確定通知書に記載の交付条件を遵守しなければなりません。
交付申請の方法、時期等	<p>補助対象事業者は、市長の定める日までに次の書類により申請してください。なお、押印は省略することが可能です。また、押印を省略した場合は、電子メールによる提出も可能です。（請求も同じです）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書兼実績報告書 2 添付書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 退職金共済掛金内訳書 (2) その他市長が必要と認める書類
	<p>【注】押印を省略した場合は、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p>
交付決定の時期等	申請書類等の審査を行い、受理した日から30日以内に、交付の可否、金額等を決定し、通知します。
請求の方法、支払時期等	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助金交付請求書により請求して下さい。 2 上記請求書の内容を確認し、受理した日から30日以内に支払います。
交付決定の取消し又は補助金の返還	<ol style="list-style-type: none"> 1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 偽りその他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき。 (2) 補助金を他の用途に使用したとき。 (3) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。 2 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合、その取消しに係る部分の金額 (2) 交付を受けた補助金額が、交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し、確定した金額を超える場合、その超える部分の金額
申請書等の書式	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書兼実績報告書（様式第1号） 2 交付決定通知書兼交付確定通知書（様式第2号） 3 補助金交付請求書（様式第3号）

交付
手続
等